

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	センコーグループホールディングス株式会社	コード	9069
提出日	2023/5/25	異動(予定)日	2023/6/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員選任議案が付議されるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			
1	船野 仁子	社外取締役	○													○		有
2	杉浦 康之	社外取締役	○												△			有
3	荒木 葉子	社外取締役	○													○		有
4	奥野 史子	社外取締役	○													○		有
5	小原 紳一郎	社外監査役	○												○		新任	有
6	岡野 芳郎	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	当社グループは、社外取締役の船野仁子氏の勤務先である関西大学に対する寄付及び共同研究費用の支払がありますが、その金額は年額2百万円未満と僅少なものであり、同氏の独立性に影響するものではないことから、同氏を独立役員に指定しています。	<p><社外取締役とした理由> 大学教授としての専門的知識と経験を当社の経営に活かしていただくために、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には大学教授としての見識を活かし、客観的かつ専門的なご意見をいただくことで、業務執行への助言及び監督等の役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p><独立役員に指定した理由> 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
2	当社グループは、社外取締役の杉浦康之氏が顧問として在籍する三菱商事株式会社との間で取引がありますが、その取引額は当社グループの連結売上高の0.1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響するものではないことから、同氏を独立役員に指定しています。	<p><社外取締役とした理由> 商事・財務・国際分野における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を当社の経営に活かしていただくために、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には経営に関する豊富な知見を活かし、客観的かつ多角的な観点からのご意見をいただくことで、業務執行への助言及び監督等の役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p><独立役員に指定した理由> 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
3		<p><社外取締役とした理由> 医師としての専門的知識と経験及び健康推進等に関する見識を当社の経営に活かしていただくために、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏には特に健康推進に関する知見を活かして、当社の健康経営や働き方改革への助言をいただくとともに、客観的かつ専門的な観点からのご意見をいただくことで、業務執行への助言及び監督等の役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p><独立役員に指定した理由> 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
4		<p><社外取締役とした理由> トップアスリートとして活躍されたのち、スポーツコメンテーターや大学教授を務められる等、豊富な経験と幅広い知見を有しておられます。その見識を当社の経営に活かしていただくために、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は当社の健康経営や文化・スポーツ活動への助言をいただくとともに、客観的かつ多角的な観点からのご意見をいただくことで、業務執行への助言及び監督等の役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p><独立役員に指定した理由> 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
5	当社グループは、社外監査役の小原紳一郎氏が使用人として在籍されているJNC株式会社グループとの間で取引がありますが、その取引額は当社グループの連結売上高の1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響するものではないことから、同氏を独立役員に指定しています。	<p><社外監査役とした理由> 企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知見と見識を有しており、これらの経験等をもとに独立した立場から監査役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。</p> <p><独立役員に指定した理由> 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
6		<p><社外監査役とした理由> 公認会計士及び税理士としての豊富な経験や実績、専門的な知識と見識を有しており、これらの経験等をもとに独立した立場から監査役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。</p> <p><独立役員に指定した理由> 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(「e」及び「h」のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互兼任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。